

報告書（案）に対する発言レジュメ

2015年12月24日

弁護士 池 本 誠 司

1、報告書（案）（資料1-2）16頁第2段落について

「これらの点については、将来において必要が生じた場合には、検討を行うことが期待される。ただし、その際には、本専門調査会における議論内容、関係団体からのヒアリング結果や、中間整理に関する集中的な意見受付に寄せられた意見等（勧誘に関する規制の論点に係る意見が賛成545件、反対39,428件であったことも含む。）も十分に踏まえることが必要である。」

アンダーライン部分は、15頁末尾に移動すべきである。

（15頁末尾に移動する記述案）

「また、中間整理に関する集中的な意見受付に寄せられた意見として、勧誘に関する規制の論点に係る意見が賛成545件、反対39,428件であったことを十分に踏まえるべきであるとの意見が示された。」

（移動後の16頁の修文）

「ただし、その際には、本専門調査会における議論内容、関係団体からのヒアリング結果、当委員会に寄せられた意見等も十分に踏まえる必要がある。」

（理由）集中的意見募集の結果（数字）を尊重すべきであるとの事業者側の意見は、今回の調査会における議論において十分に踏まえたところであるが、将来の検討における留意事項としてこの数字自体を踏まえるべきであるという認識が委員間で一致したわけではないし、意見募集の趣旨を超えるものである。

2、報告書（案）15頁下段の末尾4行分について

「その意見の根拠として示されたP I O - N E T情報については、種々の相談情報が客観的に整理されていない等の問題があるため立法の必要性を厳密に基礎づけるデータベースたり得ず、そもそも立法の根拠が認められないなどの意見が示され、立法の根拠の有無を中心とした議論が行われた。」

P I O - N E T情報の信頼性に関する意見が、本調査会の論点を超えて一般的に信頼性がないかのような表現であるが、勧誘規制強化に関する立法事実に関する議論であることを明示すること、並びにこれに対し信頼性が認められるとの反論が示されたことを記載すべきである。

（指摘された事項を明示する記述例）

「その意見の根拠として示されたP I O - N E T情報については、苦情と問合せの区別、強引のキーワードの判断基準等が不明確、その他の種々の相談情報が客観的に整理されていない等の問題があるため勧誘規制を強化する立法の必要

性を厳密に基礎づけるデータと言えずベースたり得ず、そもそも立法の根拠が認められないなどの意見が示された、の根拠の有無を中心とした議論が行われた。」

（反論に関する記述例）

「これに対し、P I O - N E Tの入力要領、統計的資料としての位置付け、相談カードの追加分析資料等に照らし、立法根拠として信頼性が認められるとの意見が示された。」

3、報告書（案）15頁下段の前半3行分について

「高齢者等の被害を未然に防止するなどの観点から、平成20年改正により導入された再勧誘禁止制度（特商法3条の2第2項）に加え、訪問販売・電話勧誘販売の勧誘行為への法改正による規制強化を求めるなどの意見が出された」

賛成意見と反対意見を必要最小限度記述することは、前回の調査会で確認されたところであり、勧誘規制強化を求める意見の観点は複数存在するので、主な観点を最小限度加えるべきである。

（追加した記述例）

「高齢者等の被害を未然に防止する必要性、営業活動における消費者の意思の尊重、再勧誘禁止制度の実効性不足などの観点から、平成20年改正により導入された再勧誘禁止制度（特商法3条の2第2項）に加え、訪問販売・電話勧誘販売の勧誘行為への法改正による規制強化（事前拒否制度、勧誘意思確認義務等）を求めるなどの意見が出された」

4、報告書（案）18頁、アポイントメント・セールスの「具体的な事項」について

「現在既にキャッチ・セールス及びアポイントメント・セールスとして、政令で指定されている方法によって営業所その他特定の場所に来訪させた消費者に対して、対面で勧誘目的を告げずに再度来訪を要請し、当初の来訪要請から不意打ち性が連続している状態で来訪した消費者に勧誘等を行う場合については、現行法の適用が困難な事例へ対応する観点から、」

「その他特定の場所」とは、ファミリーレストランや居酒屋等営業所等以外の場所において販売目的を隠して来訪を要請する場合を含むのか？

「営業所等以外の場所において販売目的を隠して来訪を要請する場合」は、それ自体が不意打ち勧誘の手段であるから、「特定の場所」に呼び出す行為がキャッチ・セールスやアポイントメント・セールスに当たることを要件として限定する必要はないのではないか。被害実態としても、外部の場所で呼び止めて販売目的を隠して営業所等に来訪要請するトラブルのケースが現に存在している。